

1. 教職員処分発令に係る対応について
2. 令和3～5年度当初時点の行政区・施設種別利用園児数（市立幼稚園設置行政区のみ）

## 1. 教職員処分発令に係る対応について

### (1) 事案概要

当該教諭は、令和5年1月15日、京都市内で開催された全国都道府県対抗女子駅伝競走大会第1中継所である北区西大路通今出川上ル付近において、複数の女子選手の準備運動や走っている姿などについて写真撮影を行い、「京都府迷惑行為等防止条例（第3条第1項第9号 卑わいな言動）」に違反するとして、京都地方検察庁から略式起訴されたのち、公訴事実を認め、京都簡易裁判所からの略式命令に基づき、罰金30万円を納付した。

この間、教育委員会においても、当該教諭本人に事情聴取を行ったが、本人が公訴事実を受け入れ、刑が確定したことから、教育委員会として、「京都市立学校幼稚園教職員の処分等に関する指針」に基づき、令和5年5月16日付けで、停職3月間の懲戒処分を発令した。

懲戒処分発令と同日付けで当該教諭より退職の申出があり、承認した。

### (2) 教育委員会の対応

- ・ 事案発覚後、行為が確定に至っていない段階では、周囲への影響も考慮し、当該教諭に対して自宅待機を命じた。また、学校において、通常の教育活動で使用するPCやカメラのデータをチェックする等、校内での確認を指示した。結果として、学校内での確認においては、教育活動上で適切に撮影された写真のみが保存されており、警察からも、「押収した写真の中には児童の写真はなかった」と報告を受けている。
- ・ 5月17日から、児童の心理面を含めたケアに対応できるよう、スクールカウンセラーを派遣している。
- ・ 5月18日付けで、児童が今後も安心して学べるよう、教職員一丸となって職務に取り組むことや、スクールカウンセラーによる支援体制等について、保護者向けに文書を配布した。
- ・ これまでから、不祥事防止に向けた取組を進めているが、改めて、不祥事根絶に向けた一人一人の倫理意識の向上をはじめとした意識改革の再徹底、職場や職員の課題等の再点検を通じた風通しのよい職場環境づくり等について、全校園長に指示した。

### (3) 今後の方針

各校園において、不祥事防止と学校組織力の向上に向けた取組を重点的に行うブラッシュアップ月間（年2回設定、7月期は6月～7月に実施）の活用など、公務員倫理の向上・服務規律の徹底に全力を挙げ取り組んでいく。

2. 令和3～5年度当初時点の行政区・施設種別利用園児数  
(市立幼稚園設置行政区のみ)

令和3年度

(単位：人)

	幼稚園			保育園	認定こども園		小規模等	総合計	各行政区の就学前施設在籍数に対する市立幼稚園在籍数の割合	
	市立	国立	私立		1号(教育)	2・3号(保育)				
園数	103園	15園	1園	87園	164園	34園		95園	396園	
北区	726	36	0	690	951	229	445	1	2,352	1.5%
上京区	942	187	0	755	711	4	80	5	1,742	10.7%
左京区	1,208	55	0	1,153	1,406	191	403	13	3,221	1.7%
中京区	511	144	0	367	1,178	73	112	0	1,874	7.7%
下京区	815	57	0	758	834	39	57	0	1,745	3.3%
右京区	1,935	37	0	1,898	1,786	35	315	0	4,071	0.9%
伏見区	1,750	222	115	1,413	2,861	37	865	0	5,513	4.0%
合計	7,887	738	115	7,034	9,727	608	2,277	19	20,518	3.6%
割合	38.4%	3.6%	0.6%	34.3%	47.4%	3.0%	11.1%	0.1%	100.0%	

令和4年度

	幼稚園			保育園	認定こども園		小規模等	総合計	各行政区の就学前施設在籍数に対する市立幼稚園在籍数の割合	
	市立	国立	私立		1号(教育)	2・3号(保育)				
園数	101園	15園	1園	85園	163園	37園		93園	394園	
北区	651	24	0	627	886	226	439	0	2,202	1.1%
上京区	860	174	0	686	685	5	85	5	1,640	10.6%
左京区	1,072	48	0	1,024	1,360	247	427	24	3,130	1.5%
中京区	440	140	0	300	1,132	68	102	0	1,742	8.0%
下京区	750	64	0	686	837	39	58	2	1,686	3.8%
右京区	1,736	35	0	1,701	1,736	100	329	0	3,901	0.9%
伏見区	1,601	203	100	1,298	2,726	44	885	1	5,257	3.9%
合計	7,110	688	100	6,322	9,362	729	2,325	32	19,558	3.5%
割合	36.4%	3.5%	0.5%	32.3%	47.9%	3.7%	11.9%	0.2%	100.0%	

令和5年度（速報値）

	幼稚園			保育園	認定こども園		小規模等	総合計	各行政区の就学前施設在籍数に対する市立幼稚園在籍数の割合	
	市立	国立	私立		1号(教育)	2・3号(保育)				
園数	100園	15園	1園	84園	161園	40園		91園	392園	
北区	575	31	0	544	827	218	490	0	2,110	1.5%
上京区	803	164	0	639	563	15	184	3	1,568	10.5%
左京区	966	43	0	923	1,331	235	406	19	2,957	1.5%
中京区	396	124	0	272	1,103	48	110	0	1,657	7.5%
下京区	629	57	0	572	807	37	57	0	1,530	3.7%
右京区	1,391	24	0	1,367	1,719	192	410	0	3,712	0.6%
伏見区	1,537	233	96	1,208	2,661	44	846	0	5,088	4.6%
合計	6,297	676	96	5,525	9,011	789	2,503	22	18,622	3.6%
割合	33.8%	3.6%	0.5%	29.7%	48.4%	4.2%	13.4%	0.1%	100.0%	

（上表の補足）

- ・園児数は幼稚園は満3歳以上、保育施設は3歳児以上。
- ・「幼稚園」の「市立」「国立」「私立」は、5月1日時点の園児数。  
その他の項目は、4月1日時点の園児数。
- ・各項目の園児数は、  
「幼稚園」の「市立」…教育委員会による調査で集計  
「幼稚園」の「私立」…京都府から提供された参考値。  
「幼稚園」の「国立」…教育委員会から京都教育大学附属幼稚園に聞き取り。  
上記以外の項目…子ども若者はぐくみ局による調査で集計。
- ・右京区は京北地域、伏見区は深草・醍醐地域を含む。
- ・認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型を含む。